

発売期間

令和7年4月1日[火]～令和8年3月31日[火]

【退職金限定／自動継続式】

マイライフ 定期貯金

退職金(一時金)お受取り後2年以内である
55歳以上の方

(退職者ご本人名義、新規預入に限ります)

預入期間
6か月

店頭表示金利

十年0.3%

(税引後 年0.239%)

預入限度額

300万円以上3,000万円以内

(ただし、退職金受取金額が限度となります)

※ご契約の際、確認書類をご提示いただきます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

JA横浜

<https://ja-yokohama.or.jp/>



JA横浜

みんなが
WAPPY!
やるJA
横浜!

マイライフ定期貯金

〔商品概要〕

退職金限定 定期貯金【自動継続式】

商品名	マイライフ定期貯金 〔【スーパー定期貯金(単利型)】または【大口定期貯金】で 組入れます〕
ご利用 いただける方	退職金(一時金)お受取り後2年以内である 55歳以上の個人の方(新規預入に限りです) ※ご利用は退職者ご本人に限りです。 ※ご契約の際、退職所得の源泉徴収票または退職金受取口座のお通帳 (通帳のみで受取退職金が確認できる場合)等をご提示ください。
期 間	6か月 ●自動継続(元金継続または元利金継続)でのお取扱いと なります。
預入方法	(1)預入方法 一括預入 (2)預入金額 300万円以上退職金受取金額まで (ただし上限は3,000万円以内となります) (3)預入単位 1円単位
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	(1)適用金利 ●預入時の【スーパー定期貯金(単利型)】 または【大口定期貯金】の店頭表示の利率 に0.3%(税引前)を上乗せした利率を 満期日まで適用します。 ●自動継続後の適用金利は、原則として 【スーパー定期貯金(単利型)】または 【大口定期貯金】の自動継続時の店頭表示 の利率を当該満期日まで適用します。 (2)利払頻度 ●満期日以後に一括して支払います。 (3)計算方法 ●付利単位を1円として1年を365日とする 日割計算をします。 (4)税金 ●20.315%の分離課税 (国税15.315%、地方税5%) ※令和19年12月31日までの適用となります。 (5)金利情報の ●金利は店頭の金利表示ボードに表示して 入手方法 います。
付加できる 特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定 期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●【スーパー定期貯金(単利型)】は、マル優(障がい者等を 対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリ により通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入 出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。

中途解約時 の取扱い

●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小
数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い
戻します。

(1)【スーパー定期貯金(単利型)】の場合
6か月未満…解約日における普通貯金利率

(2)【大口定期貯金】の場合
次の①および②の算式により計算した利率のうち、
いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が
0%を下回るときは、0%を下限とします。

①次の預入期間に応じた利率
6か月未満…解約日における普通貯金利率

② (基準利率－約定利率)
×
(約定日数－預入日数)
約定利率 － 預入日数

(注)なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または
通帳記載(通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示)の満期
日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される
利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

貯金保険制度 (公的制度)

●保護対象：当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯
金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定す
る決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」と
いう3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本
1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置 および 紛争解決措置 の 内 容

苦情処理措置 ●本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」と
いう。)につきましては、総合リスク管理部(電
話：0120-62-9311)または口座開設店舗に
お申し出ください。当JAでは規則の制定など
苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適
切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、JAバンク相談所
(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を
受け付けております。

紛争解決措置 ●外部の紛争解決機関を利用して解決を図り
たい場合は、次の機関を利用できます。上記
当JA総合リスク管理部またはJAバンク相談
所にお申し出ください。
神奈川県弁護士会紛争解決センター
(電話：045-211-7716)

その他参考 となる事項

●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における
普通貯金利率により計算します。
●本商品は、【自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)】
または【自動継続大口定期貯金規定】を適用します。

●詳しくは窓口にお問い合わせください。

令和7年4月1日現在

青葉区・緑区・都筑区

山内支店	青葉区新石川1-20-10	045(911)1211
荏田支店	青葉区荏田町378-2	045(911)4489
たまプラーザ支店	青葉区美しが丘2-15-1	045(901)3909
中里支店	青葉区下谷本町40-2	045(973)3004
たちばな台支店	青葉区たちばな台2-14-12	045(961)4501
田奈支店	青葉区田奈町52-8	045(981)1811
長津田支店	緑区長津田5-1-6	045(983)2541
新治支店	緑区中山5-13-1	045(931)2557
都田支店	都筑区池辺町2707-1	045(941)2301
東方支店	都筑区東方町1401	045(942)2311
都筑中川支店	都筑区中川中央1-26-6	045(912)3711
北山田支店	都筑区北山田2-5-1	045(594)1212

港北区・鶴見区

港北支店	港北区大豆戸町207	045(542)1581
小机支店	港北区小机町971-1	045(471)8981
日吉支店	港北区日吉本町3-31-17	045(563)6161
新田支店	港北区新吉田東3-4-10	045(531)7241
新羽支店	港北区新羽町1625-1	045(547)2811
鶴見支店	鶴見区駒岡3-32-27	045(573)1111

泉区・戸塚区

中田支店	泉区中田西2-1-1	045(802)8888
和泉支店	泉区和泉中央南4-4-5	045(802)1284
いずみ野駅前支店	泉区和泉町5735-8	045(801)2181
飯田支店	泉区上飯田町1121	045(802)1211
中川支店	泉区岡津町145-3	045(811)4331
緑園都市支店	泉区緑園1-1-17	045(813)3661
川上支店	戸塚区前田町85	045(822)1131
舞岡支店	戸塚区舞岡町3086	045(822)1134
戸塚支店	戸塚区戸塚町3981-8	045(881)0072
大正支店	戸塚区原宿4-15-5	045(851)5741

※大正支店は、令和7年5月12日(月)から新店舗(横浜市
戸塚区原宿4-16-12)での営業予定です。

瀬谷区・旭区

原支店	瀬谷区阿久和東4-28-12	045(363)2018
瀬谷支店	瀬谷区本郷2-32-10	045(301)2020
瀬谷駅前支店	瀬谷区瀬谷4-24-63	045(303)3531
二俣川支店	旭区二俣川1-6-21	045(362)2112
都岡支店	旭区今宿西町289	045(951)1110
白根支店	旭区上白根1-1-5	045(953)1391

南区・港南区・磯子区・栄区・金沢区

港南支店	港南区丸山台1-15-3	045(842)1662
日野支店	港南区日野中央2-44-10	045(833)1394
港南支店	港南区港南台3-3-1	045(835)2222
上大岡支店	港南区上大岡西3-6-16	045(842)0453
磯子支店	磯子区田中2-4-8	045(771)4349
杉田支店	磯子区杉田3-11-21	045(772)5600
本郷支店	栄区桂町279-24	045(891)3135
本郷東支店	栄区上郷町84-22	045(895)1122
豊田支店	栄区長沼町140-1	045(861)4321
金沢支店	金沢区金沢谷東4-1-12	045(781)5440
金沢文庫支店	金沢区片吹69-23	045(785)7131

神奈川区・保土ヶ谷区・西区・中区

神奈川支店	神奈川区神大寺2-19-20	045(491)1181
菅田支店	神奈川区菅田町1717	045(472)0221
新桜ヶ丘支店	保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-20-28	045(351)7171
保土ヶ谷支店	保土ヶ谷区西谷4-11-1	045(373)9522
和田町駅前支店	保土ヶ谷区仙向町9-2	045(332)6835